

平成16年10月4日

株式会社 大 丸
グループ本社経営計画本部
広報・IR部

大丸コンプライアンス・ホットライン制度の導入について

当社は本年2月から、社内取締役と顧問弁護士で構成するコンプライアンス委員会（委員長：奥田務）を設置し、法令と社会倫理に則った企業行動の社内徹底、大丸グループのコンプライアンス経営の確立に向けた基盤強化に取り組んでいます。

当社が企業としての社会的責任を果たす上で、コンプライアンス経営は最も基本とすべきことであり、その徹底のためには、全従業員が倫理・法令遵守の重要性を認識し、共有することが不可欠であります。このたび、グループ内の従業員が一丸となってコンプライアンス経営に参画し、意見具申をするための制度として、新たに大丸コンプライアンス・ホットライン制度を導入いたします。

記

名 称	大丸コンプライアンス・ホットライン制度
運用開始日	平成16年10月1日（金）
仕組み	法令、企業倫理に違反する具体的行為及びそのおそれがある具体的行為を発見した場合に、電子メール、電話、ファックス、書面にて通報する社内外窓口を設置。通報は実名にて行うものとするが、通報を理由とした利用者への不利益な扱いが生じないようにする。
主な特徴	<ul style="list-style-type: none">・大丸及び大丸グループの従業員・そこに働くすべての者が対象。（お取引先従業員・アルバイトを含む）・コンプライアンス事務局内の社内窓口の他、当社顧問弁護士事務所に社外窓口を設置し、通報者が心理的に通報し易い体制をとっている。・社内取締役と顧問弁護士で構成するコンプライアンス委員会へのホットラインであり、経営トップが直接内容把握できるとともに、迅速な解決を図ることができる。

今後も公正で透明性の高い企業活動を行い、よき企業市民としてお客様と社会に信頼される企業グループを目指してコンプライアンス経営に取り組んでまいります。

以 上

<お問い合わせ先> グループ本社経営計画本部 広報・IR部

TEL 06-6281-9002